

令和3年度 漁港漁場関係工事積算基準 対比表

掲載頁	現行(旧)	改定(新)	コメント																																															
第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-2	<p>(2) 共通仮設費率の補正 ① 施工地域、工事場所による補正 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は、「表-① 共通仮設費率」により求めた率に下表の補正値を加算する。</p> <p style="text-align: center;">表-2 施工地域等別の共通仮設費率補正表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市街地に係る漁港漁場</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山間地域及び離島に係る漁港漁場</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の漁港漁場</td> <td>工事場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>工事場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)1. 施工地域の区分は、以下のとおりとする。 市街地に係る漁港漁場 : 施工地域が人口集中区域(D I D地区)及びこれに準ずる地区の漁港漁場をいう。 山間地域及び離島に係る漁港漁場 : 施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地域にある漁港漁場及びこれに準ずる漁港漁場をいう。 その他の漁港漁場 : 施工地域が上記以外の漁港漁場をいう。</p> <p>2. その他の漁港漁場における工事場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合 : ① 工事場所において、船舶交通・一般交通の影響を受ける場合 ② 工事場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③ 工事場所において、50m以内に人家等が連なっている場合。</p> <p>② 海上輸送に要する補正 海上作業がある工事については、<u>労務者および作業船乗組員等の海上輸送費用として「表-① 共通仮設費率」により求めた率に下表の補正値を加算する。</u> なお、海上作業とは<u>作業員および作業船乗組員が陸路で直接現場までの移動が困難な場合をいう。</u> <u>陸上作業と混在する場合の計上の有無および適用工種区分についての判断基準は当該工事の金額によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">表-3 工種区分別の共通仮設費率補正表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">漁港関係工事</td> <td>浚渫工事</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">海岸工事(水産庁所管)</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>	施工地域・工事場所区分		補正値(%)	市街地に係る漁港漁場		1.5	山間地域及び離島に係る漁港漁場		1.0	その他の漁港漁場	工事場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	工事場所が一般交通等の影響を受けない場合	-	工種区分		補正値(%)	漁港関係工事	浚渫工事	0.8	構造物工事	0.6	海岸工事(水産庁所管)		0.6	<p>(2) 共通仮設費率の補正 ① 施工地域、工事場所による補正 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は、「表-① 共通仮設費率」により求めた率に下表の補正値を加算する。</p> <p style="text-align: center;">表-2 施工地域等別の共通仮設費率補正表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市街地に係る漁港漁場</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山間地域及び離島に係る漁港漁場</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の漁港漁場</td> <td>工事場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>工事場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)1. 施工地域の区分は、以下のとおりとする。 市街地に係る漁港漁場 : 施工地域が人口集中区域(D I D地区)及びこれに準ずる地区の漁港漁場をいう。 山間地域及び離島に係る漁港漁場 : 施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地域にある漁港漁場及びこれに準ずる漁港漁場をいう。 その他の漁港漁場 : 施工地域が上記以外の漁港漁場をいう。</p> <p>2. その他の漁港漁場における工事場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合 : ① 工事場所において、船舶交通・一般交通の影響を受ける場合 ② 工事場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③ 工事場所において、50m以内に人家等が連なっている場合。</p> <p>② 海上輸送に要する補正 海上作業がある工事については、<u>現場労務者、現場従業員および作業船乗組員等の海上輸送費用として「表-① 共通仮設費率」により求めた率に下表の補正係数を乗じるものとする。</u> なお、海上作業とは<u>現場労務者、現場従業員および作業船乗組員が陸路で直接現場までの移動が困難な場合をいう。</u> <u>陸上作業と混在する場合の計上の有無の判断基準は海上作業の有無によるものとし、海上作業がある場合は、補正係数を乗じるものとする。</u> <u>また、現場条件や施工内容により、別途計上できるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">表-3 工種区分別の共通仮設費率補正表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">漁港関係工事</td> <td>浚渫工事</td> <td>1.28</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>1.68</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 海岸工事(水産庁所管)について、<u>海上作業がある工事は、別途計上するものとする。</u></p> <p>③ 共通仮設費率補正の計算 <u>共通仮設費率=共通仮設費率(Kr)×海上輸送に要する補正係数+施工地域、工事場所による補正値</u> <u>(小数第3位四捨五入)</u></p>	施工地域・工事場所区分		補正値(%)	市街地に係る漁港漁場		1.5	山間地域及び離島に係る漁港漁場		1.0	その他の漁港漁場	工事場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	工事場所が一般交通等の影響を受けない場合	-	工種区分		補正係数	漁港関係工事	浚渫工事	1.28	構造物工事	1.68	
施工地域・工事場所区分		補正値(%)																																																
市街地に係る漁港漁場		1.5																																																
山間地域及び離島に係る漁港漁場		1.0																																																
その他の漁港漁場	工事場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																																																
	工事場所が一般交通等の影響を受けない場合	-																																																
工種区分		補正値(%)																																																
漁港関係工事	浚渫工事	0.8																																																
	構造物工事	0.6																																																
海岸工事(水産庁所管)		0.6																																																
施工地域・工事場所区分		補正値(%)																																																
市街地に係る漁港漁場		1.5																																																
山間地域及び離島に係る漁港漁場		1.0																																																
その他の漁港漁場	工事場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																																																
	工事場所が一般交通等の影響を受けない場合	-																																																
工種区分		補正係数																																																
漁港関係工事	浚渫工事	1.28																																																
	構造物工事	1.68																																																

掲載頁	現行(旧)	改定(新)	コメント																																						
第2章 工事費の積算 3節 一般管理費等 P2-3-1	<p>3節 一般管理費等</p> <p>1. 一般管理費等の算定 一般管理費等は、「表-④ 一般管理費等率」の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 工事原価は純工事費および現場管理費の合計額とする。資材等を支給する際の当該支給品費および貸与船舶機械の評価額は、一般管理費等算出の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>2. 一般管理費等率の補正</p> <p>2-1 前払金支出割合による補正 前払い金支出割合による補正後の一般管理費等率は、「表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正」の前払い金支出割合区分ごとに定める補正係数を上記「1. 一般管理費等の算定」で算出した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>2-2 補正後の一般管理費等率の算定 補正後の一般管理費等率の算定は、下式による。</p> $G_{P'} = \gamma \times G_P \quad (\text{小数3位四捨五入})$ ここに、 $G_{P'}$: 補正後の一般管理費等率 G_P : 「表-④ 一般管理費等率」により求めた一般管理費等率 (%) γ : 前払金支出割合による一般管理費等率の補正係数 <p>2-3 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合による補正までを行った値に、「表-⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正」の補正値を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p style="text-align: center;">表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事原価 適用 区分等</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;"><u>22.72%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-5.48972</u></td> <td style="text-align: center;"><u>59.4977</u></td> <td style="text-align: center;"><u>7.47%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">一般管理費等率の算定式</p> $G_P = a \cdot \log(C_P) + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ ただし、 G_P : 一般管理費等率 (%) C_P : 工事原価 (円)	工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		一般管理費等率	<u>22.72%</u>	<u>-5.48972</u>	<u>59.4977</u>	<u>7.47%</u>	<p>3節 一般管理費等</p> <p>1. 一般管理費等の算定 一般管理費等は、「表-④ 一般管理費等率」の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 工事原価は純工事費および現場管理費の合計額とする。資材等を支給する際の当該支給品費および貸与船舶機械の評価額は、一般管理費等算出の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>2. 一般管理費等率の補正</p> <p>2-1 前払金支出割合による補正 前払い金支出割合による補正後の一般管理費等率は、「表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正」の前払い金支出割合区分ごとに定める補正係数を上記「1. 一般管理費等の算定」で算出した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>2-2 補正後の一般管理費等率の算定 補正後の一般管理費等率の算定は、下式による。</p> $G_{P'} = \gamma \times G_P \quad (\text{小数3位四捨五入})$ ここに、 $G_{P'}$: 補正後の一般管理費等率 G_P : 「表-④ 一般管理費等率」により求めた一般管理費等率 (%) γ : 前払金支出割合による一般管理費等率の補正係数 <p>2-3 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合による補正までを行った値に、「表-⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正」の補正値を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p style="text-align: center;">表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事原価 適用 区分等</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;"><u>23.57%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-4.97802</u></td> <td style="text-align: center;"><u>56.92101</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9.74%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">一般管理費等率の算定式</p> $G_P = a \cdot \log(C_P) + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ ただし、 G_P : 一般管理費等率 (%) C_P : 工事原価 (円)	工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		一般管理費等率	<u>23.57%</u>	<u>-4.97802</u>	<u>56.92101</u>	<u>9.74%</u>	
工事原価 適用 区分等	500万円以下		500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																																				
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																					
		a	b																																						
一般管理費等率	<u>22.72%</u>	<u>-5.48972</u>	<u>59.4977</u>	<u>7.47%</u>																																					
工事原価 適用 区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																																					
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																					
		a	b																																						
一般管理費等率	<u>23.57%</u>	<u>-4.97802</u>	<u>56.92101</u>	<u>9.74%</u>																																					
	<p style="text-align: center;">表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>前払い金支出割合区分</th> <th>5%以下</th> <th>5%を超え 15%以下</th> <th>15%を超え 25%以下</th> <th>25%を超え 35%以下</th> <th>35%を 超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数(γ)</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> </tr> </tbody> </table>	前払い金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を 超える場合	補正係数(γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00	<p style="text-align: center;">表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>前払い金支出割合区分</th> <th>5%以下</th> <th>5%を超え 15%以下</th> <th>15%を超え 25%以下</th> <th>25%を超え 35%以下</th> <th>35%を 超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数(γ)</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> </tr> </tbody> </table>	前払い金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を 超える場合	補正係数(γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00															
前払い金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を 超える場合																																				
補正係数(γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																																				
前払い金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を 超える場合																																				
補正係数(γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																																				